

京 都 大 学 薬 学 部 の 組 織 に 関 す る 規 程 新 旧 対 照 表

改 正 前	改 正 後
<p>(前 略)</p> <p>(学科及び学科目)</p> <p>第4条 薬学部の学科及び学科目は、次に掲げるとおりとする。</p> <p><u>総合薬学科 物理・薬化学、生物・分子薬学、生命・臨床薬学</u></p> <p>(後 略)</p>	<p>(学科及び学科目)</p> <p>第4条 薬学部の学科及び学科目は、次に掲げるとおりとする。</p> <p><u>薬科学科 創薬科学</u></p> <p><u>薬学科 医療薬科学</u></p> <p>(学科長)</p> <p>第4条の2 前条に定める学科に学科長を置き、薬学研究科の専任の教授をもって充てる。</p> <p>2 学科長の任期は、2年とし、再任を妨げない。</p> <p>3 学科長は、当該学科の業務をつかさどる。</p> <p>附 則</p> <p>この規程は、平成18年4月1日から施行する。</p>